

平成28年第 1 回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成28年 1 月19日 開会

平成28年 1 月19日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成28年第1回新十津川町議会臨時会

平成28年1月19日（火曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第2号 財産の取得について
- 第5 議員の派遣について

○出席議員（11名）

1番	進 藤 久美子 君	2番	杉 本 初 美 君
3番	鈴 井 康 裕 君	4番	小 玉 博 崇 君
5番	白 石 昇 君	6番	西 内 陽 美 君
7番	安 中 経 人 君	8番	青 田 良 一 君
9番	長 名 實 君	10番	笹 木 正 文 君
11番	長谷川 秀 樹 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	中 畑 晃 君
会計管理者	乗 松 真寿美 君
保健福祉課長	野 崎 勇 治 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	遠 藤 久美子 君
代表監査委員	山 本 忍 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成28年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

9番、長名實君。10番、笹木正文君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程いただきました議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例等の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、内容につきましては、住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご

承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 中畑晃君登壇〕

○住民課長（中畑晃君） それでは、ただいま上程いただきました議案第1号に関しまして、専決第2号の専決処分書について、ご説明を申し上げます。

今回の改正処分は、緊急に新十津川町条例等の一部を改正する必要性が生じまして、その根拠といたしましては、昨年12月24日に閣議決定されました平成28年度税制改正の大綱に基づくものでございます。

内容といたしましては、この大綱の中で、地方税に対する納税環境の見直しが行われまして、提出者等の個人番号を記載しなければならないとされている地方税関係書類のうち、一定のものについては記載を要しないこととされましたので、すでに可決いただいております一部改正条例に対しまして、所要の改正を行ったものでございます。

議案第1号の3枚目でございます専決処分書、別紙の新十津川町税条例等の一部を改正する条例と併せまして、お手元の新旧対照表をご覧くださいと思います。

第1条でございますが、昨年の第3回定例会で可決いただきました新十津川町税条例の一部を改正する条例のうち、第51条第2項各号と第139条の3第2項第1号の改正規定中、個人番号に関する部分を削除する内容となっております。

次に、第2条でございますが、いまほどの第1条の改正の影響による用語の改正となっております。

昨年の第4回の定例会で可決いただきました新十津川町税条例等の一部を改正する条例のうち、第2条で規定しておりました第139条の3第2項第1号の改正規定につきまして、法律名と条名を加える内容となっております。

改正規定は以上でございます。

最後に附則について、ご説明申し上げます。

この条例は、公布の日から施行することとしておりまして、昨年、12月30日に公布いたしております。ただ、改正後の規定が適用となったのは、本年1月1日からでございます。

以上、専決第2号の新十津川町税条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 2点お聞きしたいと思います。今回、町民税の減免と特別土地保有税の減免について、個人番号の記載がいらぬというふうに見直しがされましたけれども、町税条例の中には他にも固定資産税の減免ですとか、軽自動車税の減免申請がありますが、それには個人番号は相変わらず記載が必要とされたままなのかということが1点。

もう1点が、特別土地保有税というのがあまり耳慣れないものですからお聞きしたいの

ですけれども、本町の予算書や決算書を見ましても、これがないので、これは本町に対象が無いのか、それとも特別土地保有税の徴収猶予ですとか、減免を受けている方がいらっしゃるって、予算書とか決算書に載ってこないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑晃君） それでは、6番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、対象となる記載の不要となる書類には他にどのようなものがあるかというところでもよろしいかと思っておりますけれども、個人番号の記載の有無につきましては、税目ごとに各地方公共団体の判断に委ねられているところでございます。その対象となる手続きにつきましては、町民税の減免申請、いまほど議員さんおっしゃったとおり減免申請が対象と示されておりまして、実際には、かなり省略できるものがあるのかなというふうに考えておりまして、これらにつきましては、なるべく広い範囲で記載を不要とできるように、今検討をしているところでございます。

それから、もう一つの、特別土地保有税に関しましてですが、保有税そのものの詳しい説明については、私もちょっと理解不足のところもありまして、なかなかうまく説明ができないのですけれども、実際には、新十津川町においては今現在、課税はされてございません。

したがって、対象になっていないということで、予算書にも出てきていないというところが実態でございます。規定上設けざるを得ないのですが、実態としましては、新十津川町に該当するものは無いということをご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第2号、財産の取得についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第2号、財産の取得について。
町は、次のとおり財産を取得する。

- 1、名称及び数量。シンククライアントシステム機器一式。
- 2、取得の目的。システムを使用する職員数の増によりサーバーに負荷がかかり、頻繁に障害が発生しているため。
- 3、取得の方法。随意契約。
- 4、取得価格。2,268万円。
- 5、契約の相手方。札幌市中央区大通西3丁目11番地、株式会社北海道日立システムズ、代表取締役取締役社長、巽謙治。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

この条目は、予定価格1,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払いについて、議会の議決に付さなければならない規定であり、今回、1,000万以上の機器購入ということから議決を求めるものでございます。

内容でございますけれども、昨年、平成27年第4回定例議会において補正予算措置をさせていただいたものでございまして、役場の通常業務で使用してございますコンピュータシステムのサーバー機の取得でございます。

昨年、住民基本台帳データを扱っている基幹系システムとインターネットを使用できる通常業務システムとを完全に分離するよう、国からの指導があったことから、本町においても、その対策を施してきたところ、通常業務を担うシステムに高い負荷がかかり、事務に支障をきたす状況が見られることとなったため、新たに能力の高いサーバー機を導入するものでございます。

なお、裏面に参考資料といたしまして、財産の規格等、納入場所、納入期限を記述してございますので、ご参照願えればと思います。

以上で、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 2点お聞きいたします。1点目は随意契約の理由と、2点目には、見積り依頼業者を株式会社北海道日立システムズさんに選定した理由について、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） 6番議員様の質問にお答えいたします。

本契約は、随意契約ということで契約を進めてございますが、お二つの質問に関連しますので、併せてのお答えとなるかもしれませんが、現行の庁内ネットワークシステムをはじめ、住民基本台帳関係システム等、本町において使用する多くのシステムを北海道日立システムズにおいて構築してございます。

各システムの連携を確保する観点から、本町のネットワーク環境を熟知している北海道システムズ1社での見積合せを行ったところでございます。

なお、その契約の方法ということで、随意契約ということでございますが、本町においては、指名競争入札、物品においては指名競争入札の制度をとってございませぬので、関係法令に基づいて随意契約とさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませぬか。ありませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 議員の派遣について、ご説明申し上げます。

派遣の目的は2件とも、研修受講により議員の資質向上及び知識習得を図るためのもの
でございます。

はじめに、株式会社地方議会総合研究所主催の予算、まちづくり、福祉力向上セミナー
です。日程は2月7日から8日の2日間。場所は東京都千代田区駿河台であります。派遣
議員は、白石議員でございます。経費につきましては、概算で8万3千円となっております。

次に、株式会社地方議会総合研究所主催の議員力、議会力向上セミナーです。日程は2
月11日から12日の2日間。場所は東京都千代田区駿河台であります。派遣議員は、小玉議
員でございます。経費につきましては、概算で7万7千円となっております。

以上、議員の派遣についての内容でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま議会事務局長より説明があったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成28年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員